令和８年和光市農業委員会７月総会会議録

和光市農業委員会

令和８年和光市農業委員会７月総会日程

令和８年７月２４日（金曜日）午前１０時００分開会

日程第１　開　会

日程第２　開　議

日程第３　議　題　①臨時議長の選出について

②和光市農業委員会会長互選について

③和光市農業委員会会長代理互選について

④和光市農業委員会総会議席決定について

⑤議事録署名委員の指名

２番　田中一幸委員　　３番　小寺淳一委員

日程第４　提出議案　議案第８号　相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

日程第５　協議事項　①令和８年和光市農業委員会８月総会の日程について

②令和８年度農業経営及び農地利用状況に関する調査について

③その他

日程第６　諸報告　①会長専決について

②農業委員の活動報告について

③その他

日程第７　閉　会　午前１０時５８分

出席委員（１１名）

１番	新　坂　篤　司　君	２番	田　中　一　幸　君
３番	小　寺　淳　一　君	４番	浪　間　兼　三　君
５番	富　澤　孝　子　君	６番	石　田　直　樹　君
７番	冨　岡　豊　和　君	８番	上　原　正　吉　君
９番	櫻　井　　徹　君	１０番	成　田　真理子　君
１１番	本　多　　修　君		

欠席委員（なし）

開会　午前１０時００分

◎開会

◎開議

〇事務局長（髙橋）　委員の皆様、おはようございます。

ただいまから令和８年和光市農業委員会７月総会を開会させていただきます。

本日は、改選後第１回目の総会となります。大変恐縮ではございますが、この後、委員の皆様から一言ずつ自己紹介をお願いします。

では、浪間委員から順番にお願いします。

〇浪間委員　おはようございます。越後山・牛房・向山支部から選出されました浪間です。支部は向山になります。今期で農業委員３期目に入りました。よろしくお願いいたします。

〇櫻井委員　上之郷・半三池支部から選出されました櫻井と申します。私は半三池から選出されました。初めてのことで分からない部分が多々あるとは思いますが、よろしくお願いいたします。

〇新坂委員　おはようございます。宿坂上・市城支部から選出されました新坂篤司と申します。私は今期で４期目となりますが、どうぞよろしくお願いします。

〇本多委員　皆さん、おはようございます。和光市庭先販売組合から推薦をされまして、今期もまた務めさせていただきます。前回は、櫻井さんが選出された上之郷・半三池支部から３年間、活動させていただきました。まだまだ勉強不足で、分からないことがたくさんありますが、皆さんとともに３年間過ごしてまいりますので、よろしくお願いします。

〇田中委員　皆さん、おはようございます。三協支部から推薦を受けました田中一幸と申します。なかなか不慣れなところが多いといますが、前任者同様、よろしくお願いいたします。

〇小寺委員　おはようございます。富貴揚・二軒新田・浅久保支部の富貴揚支部から選出になりました。いろいろとご迷惑をかけるかと思いますが、よろしくお願いします。

〇石田委員　東本村・西本村支部から選出されました石田と申します。よろしくお願いします。まだ１年生委員ということでいろいろ分からないところがあると思いますが、一生懸命頑張りますので、皆さんよろしくお願いいたします。

〇上原委員　新生・大一支部から選任されました上原正吉です。まだ１年生委員なので分からないことが多いですが、これから３年間よろしくお願いいたします。

〇冨岡委員　おはようございます。漆台・峯・喜多口支部から選出されました冨岡豊和と申し

ます。自分が仰せつかっていいのかなという、昨日も夜も布団に入りながら悩んでいたところで、分からないことだらけですが、皆様にはご迷惑をかけないようしっかり務めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○富澤委員　おはようございます。あさか野農協から推薦で出ました富澤と申します。２期目も頑張りたいと思います。皆さんよろしくお願いします。

○成田委員　公募にて選任されました成田と申します。よろしくお願いいたします。私は、農業従事者では無いですが、皆様と違った角度の視点からご意見等させていただきながら、また勉強させていただきながら任期を全うしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長（髙橋）　ありがとうございました。

それでは、恐縮ではございますが、着座にて進めさせていただきます。失礼します。

では、議題に入ります前に本日の出席委員のご報告をさせていただきます。

定員11人中、出席委員は11人です。よって、和光市農業委員会会議規則第６条の規定による定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告申し上げます。

◎議題

①臨時議長の選出について

○事務局長（髙橋）　それでは次に、次第の第３、議題に入ります。

初めに、議題１、臨時議長の選出についてです。

和光市農業委員会会議規則第４条により「会長は会議の議長となり、議事を整理する」、また、農業委員会等に関する法律第５条第２項に「会長は、委員が互選した者をもって充てる」と規定されております。そこで、会長を互選するまでの臨時議長に、事務局提案といたしまして浪間委員を選出したいと思いますが、これにご異議ないでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局長（髙橋）　それでは、異議がございませんので、浪間委員を臨時議長に選出させていただきます。浪間委員、議長席にお願いいたします。それでは、浪間臨時議長、進行をお願いいたします。

○浪間臨時議長　改めまして、皆様おはようございます。ご指名をいただきました浪間でございます。会長を互選するまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。皆様、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

では、着座にて進行させていただきます。

②和光市農業委員会会長互選について

③和光市農業委員会会長代理互選について

○浪間臨時議長　それでは、お手元の総会次第にあります議題②和光市農業委員会会長互選について及び議題③和光市農業委員会会長代理互選について議題にします。一括として議題とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○浪間臨時議長　ご異議が無いようですので、議題②和光市農業委員会会長互選について及び議題③和光市農業委員会会長代理互選について、一括して議題といたします。

それでは、議題②と議題③につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（高橋）　それでは、互選の方法についてご説明します。

農業委員会等に関する法律第５条第２項により「会長は、委員が互選をした者をもって充てる」とされております。また、同法第５条第５項及び和光市農業委員会会議規則第16条によりまして「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」とされております。この規定に基づきまして、委員の皆様に互選をお願いするものになります。

この互選の方法につきましては、立候補、推薦による方法、または選挙による方法等が考えられますが、もし委員の皆様の中から推薦等がございましたら、この推薦の方法により会長及び会長代理を互選していただければと思います。

事務局からの説明は以上です。

○浪間臨時議長　ただいま事務局から説明がありましたが、立候補及び推薦または選挙という方法があるそうです。この中では立候補及び推薦という方法が望ましいと思いますが、どなたか立候補してくださる方、もしくは推薦してくださる方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

富澤委員、お願いします。

○富澤委員　会長に新坂篤司委員を、会長代理に本多修委員を推薦したいと思います。

○浪間臨時議長　ただいま富澤委員から、会長に新坂篤司委員、会長代理に本多修委員の推薦がございました。

他にご推薦の方はいらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○浪間臨時議長　それでは、会長に新坂篤司委員、会長代理に本多修委員を推薦することに異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○浪間臨時議長　ご異議が無いようですので、会長に新坂篤司委員、会長代理に本多修委員とすることに決定させていただきます。

それでは、会長が決定いたしましたので、この後の議事につきましては新坂会長にお願いし、臨時議長の座を降させていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長（髙橋）　浪間臨時議長、ありがとうございました。

それでは、新坂会長、議長の席にお移りいただき、就任のご挨拶をお願いします。

○新坂会長　改めまして、皆さん、こんにちは。このたび和光市農業委員会長を務めさせていただくことになりました宿坂上支部の新坂篤司と申します。

先ほどもお話をしましたが、私今期で農業委員を４期目、会長職に至っては２期目となります。まだまだ至らぬところが多々ございますが、どうぞ皆様方におかれましては、温かいご理解並びにご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

今後総会の中で様々な議案や和光市の都市農業の在り方について皆様といろいろと話し合っていけることを楽しみにしております。どうぞ３年間よろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ですが、これで会長の挨拶とさせていただきます。

○事務局長（髙橋）　ありがとうございました。

続きまして、本多会長代理、代理席にお移りいただきまして、ご挨拶をお願いいたします。

○本多会長代理　皆様、改めましてこんにちは。会長代理をご指名いただきました和光市庭先販売組合の会員であります本多修です。どうぞよろしくお願いします。

会長代理ということで、本当に身に余る役をいただきまして、身が引き締まる思いであります。新坂会長の指導をいただきながら、委員の皆様の協力をいただきながら、事務局の協力をいただきながら３年間、務めさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長（髙橋）　ありがとうございました。

それでは、議題４から新坂会長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○新坂議長　それでは、着座にて進めさせていただきます。

これより議長を務めさせていただきます。スムーズな議事運営に努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

④和光市農業委員会総会議席決定について

○新坂議長　続きまして、議題④和光市農業委員会総会議席決定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（高橋）　それでは、議題④和光市農業委員会総会議席決定についてご説明します。

和光市農業委員会会議規則第７条におきまして「議席はあらかじめくじで定める」と規定されております。議席番号につきましては、１番から11番となります。慣例で、事務局長の隣の席を会長席とさせていただき、会長の議席を１番として、そこから時計回りに２番から６番、反対のテーブルに移っていただきまして、７番から10番としていただき、最後に11番が会長代理の席となります。

この後、会長と会長代理以外の委員に、順番にくじを引いていただきます。浪間委員からくじを回させていただきますので、抽選棒を引いていただいて次の方に回していただくようにお願いいたします。全て回した後、抽選棒は事務局で回収をさせていただきます。今から回させていただく箱の中に抽選棒が入っていますので、出てきた番号が議席番号になりますので、お願いいたします。

（各委員、くじを引く）

○新坂議長　では、くじ引が終わりましたので、事務局より発表をお願いします。

○事務局（高橋）　それでは発表いたします。２番、田中委員、３番、小寺委員、４番、浪間委員、５番、富澤委員、６番、石田委員、７番、冨岡委員、８番、上原委員、９番、櫻井委員、10番、成田委員。

以上となります。それでは皆様、引いた番号の席にご移動をお願いいたします。

この後、写真撮影となります。

（写真撮影）

○事務局（高橋）　こちらの写真は今月号の農家だより、またホームページに掲載させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○新坂議長　よろしいでしょうか。

では、これで議席が決定しました。今期の総会はこの議席となりますので、よろしくお願

いいたします。

⑤議事録署名委員の指名

○新坂議長　続きまして、議題⑤議事録署名委員の指名について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（高橋）　それでは、議題⑤議事録署名委員の指名についてご説明します。

農業委員会等に関する法律第33条において「会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とされており、総会終了後に議事録を作成し、ホームページ等で議事録を公表することが義務づけられております。

議事録署名委員とは、その総会における議事録を作成するときに、署名委員となられた委員に議事録の内容を事前に確認いただきまして、作成後に署名をしていただく委員となります。毎月、会長が議席番号順に２名ずつ指名していきますので、事務局が議事録の案を作成後に、言い回しや表現等に問題が無いかどうかを確認した上で署名をいただくようにお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長　よろしいでしょうか。

では、今月の議事録署名委員は、２番、田中委員、３番、小寺委員を指名します。よろしくお願いします。

◎提出議案

議案第８号　相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

○新坂議長　それでは、次第の第４、提出議案に移ります。

議案第８号　相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（高橋）　それでは、議案第８号の相続税の納税猶予に関する適格者証明申請についてご説明します。

議案書の１ページをご覧ください。

順番に読み上げをさせていただきます。

被相続人Ａ、和光市新倉二丁目**番**号。相続人Ｂ、和光市新倉二丁目**番**号。土地表

示、登記地目、現況、面積の順に読み上げます。新倉二丁目**番、畑、畑、**平方メートル、**番**、畑、畑、470平方メートル、**番**、畑、畑、1,054平方メートル、**番**、畑、畑、357平方メートル、**番**、畑、畑、244平方メートル、**番**、畑、畑、99平方メートル、**番、山林、畑、833平方メートル、**番、畑、畑、747平方メートル、合計4,785平方メートル。相続開始年月日は令和７年11月10日となっております。

また、議案書の２ページをご覧ください。

こちらが申請地の案内図となっております。

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

租税特別措置法第70条の６第１項に規定されている納税猶予を受けることのできる要件は２つあります。

１つ目が、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと。２つ目が、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

本案件は、相続人であるＢさんからの申請です。被相続人のＡさんは、令和７年11月10日に86歳で亡くなられましたが、亡くなられる直前まで農業に従事されていたと伺っています。

Ｂさんは、Ａさんのご子息で54歳です。今回申請された農地は８筆で、市街化区域内にある生産緑地となっており、相続のあった令和７年11月10日から農業経営を開始していると伺っております。

現地確認については、本多会長代理にお願いしておりますが、本日配付の資料１をご覧ください。

スライドの１番から７番が申請地の写真になります。このうち、スライド２番と３番が別角度から、反対方向から撮影した写真とスライド番号の６番と７番も同様に、反対方向から写真撮影いたしました。

Ｂさんが相続税の納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかについてご審議ください。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長　それでは、本多代理から現地確認の報告をお願いします。

○本多会長代理　７月22日水曜日、夕方に現地確認をさせていただきました。ここに出ているように、4,785平方メートルということでかなり広い土地になります。申請地になります。

一部はご自宅の敷地を通って畑を見に行くということになりますので、ちょうどＢさんもいらっしゃいましたので、一緒に回っていただいて、現地確認させていただきました。

指摘事項というのはありません。この写真を見てのとおり、草も生えていない、本当に管理が十分されているなというふうに感じました。

別件ですが、私、月に１回はＢさんの土地のところの道路を通りますが、毎回、通るたびにきれいだなと感心してみていました。本当にすばらしい管理の仕方だと思っています。

以上です。

○新坂議長　それでは、この議案につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

なお、農業委員会会議規則第８条第２項におきまして「委員は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない」とされているため、発言される際は挙手をして指名を受けてからお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長　それでは、採決に移ります。

議案第８号につきまして承認ということに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○新坂議長　全員賛成。

よって、この議案は承認といたします。

◎協議事項

①令和８年和光市農業委員会８月総会の日程について

○新坂議長　続きまして、次第の第５、協議事項に移ります。

初めに、協議事項①令和８年和光市農業委員会８月総会の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（高橋）　それでは、協議事項①令和８年和光市農業委員会８月総会の日程についてですが、８月25日火曜日の16時から、市役所６階の602会議室を提案させていただきます。

また、９月総会につきましては、28日月曜日、午前を予定しております。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長　８月総会は、８月25日火曜日の16時からとのことですが、皆様、いかがでしょう

か。

よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○新坂議長　それでは、８月総会は８月25日火曜日の16時から、市役所６階の602会議室で行うということです。よろしくお願いします。

また、９月総会は、28日を予定しているとのことですが、現時点で都合の悪い方はいらっしゃいますか。

（発言する者なし）

○新坂議長　では、９月総会は28日午前の予定でお願いいたします。

②令和８年度農業経営及び農地利用状況に関する調査について

○新坂議長　続きまして、協議事項②令和８年度農業経営及び農地利用状況に関する調査について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（高橋）　協議事項②令和８年度農業経営及び農地利用状況に関する調査についてご説明いたします。

こちらは、農地法第52条において「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び農地の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする」とされているもので、毎年、農家の皆様にお願いしております、いわゆる８．１調査になります。

本日お配りしました資料２をご覧ください。令和８年度農業経営及び農地利用状況に関する調査実施要領と書かれたクリップ止めの資料になります。

昨年度は、配付と回収ともに郵送とさせていただいたのですが、例年より回収率が下がってしまった関係で、今年度は郵送配付、回収は地区担当の農業委員の皆様と各集落支部長さんの協力を得て実施いたします。

このため、団体選出の委員である富澤委員と公募の成田委員については回収がありませんが、本多会長代理におかれましては集落支部長も兼ねていただいておりますので、上之郷の調査票の提出をしていただき、櫻井委員は半三池の調査票の提出をお願いいたします。

事務局から各農家への郵送配付は調査実施要領の下に調査実施日程が記載しておりますが、７月29日を予定しております。８月17日までに各集落支部長へご提出、各集落支部長から地

区担当の農業委員の皆様には８月24日までにご提出、８月25日の８月総会に回収いただいた調査票をお持ちいただければと思っております。

なお、昨年度と回収方法が変更になることは、各集落支部長さんに事前に電話連絡をさせていただいておりますが、まだ一部連絡がついていらっしゃらない方にはご案内通知の中に付箋等で変更内容をお伝えします。

例年同様の調査となりますが、調査票の書き方についてご不明な点がございましたら、事務局までお問合せいただければと思います。

また、万一８月総会に提出が間に合わない場合は、ご一報いただければと思います。

今年度の集落支部長さんの名簿も、本日机の上に配付をさせていただきましたので、ご参照いただければと思います。ご不明な点がございましたら、事務局までお問合せください。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長　ただいま事務局から８．１調査についての説明がありました。昨年度、郵送で配付と回収をした結果、例年よりも回収率が下がり、今年度の配付は郵送、回収は集落支部長と農業委員の皆様にご協力いただきます。

日程や手順は、事務局からの説明のとおりとなりますが、ご質問のある方がいらっしゃいましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長　それでは、集落支部長の皆様から24日までに回収をしていただき、８月総会のときに調査票をお持ちいただければと思いますので、ご協力をお願いします。

何かありましたら事務局までご相談をお願いします。

③その他

○新坂議長　続きまして、協議事項③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（高橋）　協議事項③その他ですが、１点ございます。

各種協議会や審議会委員の選出になります。これは、市が主催する会議においては、様々な立場からの意見を取り入れるため、各専門団体へ委員を推薦するよう依頼することとしており、農業者の代表機関である農業委員会からも委員の推薦を求められているため、これに応じるものとなります。

今回選出が必要となるのは、和光市都市農業推進協議会委員が１名、和光市都市計画審議

会委員が１名、和光市民まつり実行委員会委員が１名、和光市農産物共進会実行委員が３名となります。

なお、これ以外に慣例により、会長には朝霞地区農業委員会連絡協議会、北足立農業委員会連絡協議会、和光市都市農業推進協議会、和光市農産物共進会実行委員会、和光市担い手育成総合支援協議会の委員を、会長代理には、朝霞地区農業委員会連絡協議会、和光市担い手育成総合支援協議会委員を務めていただくこととなっております。

各会議の内容につきまして端的にご説明をしますと、都市農業推進協議会は、駅前軽トラ市の実施や都市農業振興計画の見直し等、都市農業推進のための取り組みについて審議をする会議。都市計画審議会は、生産緑地の追加指定や解除など、都市計画に関する審議をする会議。市民まつり実行委員会は、市民まつりの運営や広報の方法などを協議する会議。農産物共進会実行委員会は、市民まつりで開催する農産物共進会の運営や実施方法についてご議論いただく会議となります。

これらの会議につきまして農業委員会からの委員の選出をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長　ただいま事務局から説明がありましたが、協議会等の委員の選出をお願いするものでございます。皆様から何かご質問等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長　それでは、事務局からの説明のとおり、まずは、慣例に倣いまして私が朝霞地区農業委員会連絡協議会、北足立農業委員会連絡協議会、和光市農産物共進会実行委員会、和光市都市農業推進協議会、和光市担い手育成総合支援協議会の委員を務め、本多会長代理には、朝霞地区農業委員会連絡協議会、和光市担い手育成総合支援協議会の委員を務めていただきます。

続きまして、それ以外の委員については、順番に委員を選出していただければと思いますが、各委員にご協力いただける方は挙手をお願いします。

まず都市農業推進協議会委員を務めていただける方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いします。

（成田委員挙手）

○新坂議長　１０番成田委員、よろしくお願いします。

続きまして、都市計画審議委員を務めていただける方がいらっしゃいましたら、挙手をお

願いします。

（上原委員挙手）

○新坂議長　８番上原委員、よろしくお願いします。

続きまして、市民まつり実行委員会委員を務めていただける方は挙手をお願いします。

（冨岡委員挙手）

○新坂議長　７番冨岡委員、よろしくお願いします。

続きまして、農産物共進会実行委員は３名ですが、お願いできる方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。

（田中委員、石田委員、櫻井委員挙手）

○新坂議長　２番田中委員、６番石田委員、９番櫻井委員、よろしくお願いします。

では、委員選出は以上となります。皆様ご協力のほどありがとうございます。

協議事項③その他は以上とします。

◎諸報告

①会長専決について

○新坂議長　続きまして、諸報告①会長専決について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（高橋）　諸報告①会長専決についてご説明します。

市街化区域の農地転用は、必要書類をそろえて届け出れば原則として受理されます。この点は、埼玉県の許可が必要となる市街化調整区域の農地転用と異なります。この農地転用届出につきましては、和光市農業委員会会長専決規程第３条第１項により、会長が専決できる事項として「農地法第３条、第４条、第５条の届出に係る受理又は不受理の決定をすること」となっており、会長に内容をご確認いただき、問題がなければ会長権限において受理をしています。

今月の会長専決になりますが、４条の届出が１件、５条の届出が１件の計２件になります。

議案書の３ページをご覧ください。

こちらは農地法第４条の届出となっております。農地の所有者が自ら転用行為を行う場合がこの農地法第４条の届出となります。売買等は行わず、名義を変えないまま長屋住宅を建てるという届出になります。

議案書の４ページをご覧ください。

こちらは、その申請地の案内図となっておりまして、申請地は下新倉四丁目の天神ヶ谷戸

公園のそばです。こちらの申請地の写真が本日配付の資料１、先ほどご覧いただいた写真資料のスライド８番です。こちらに写真を掲載させていただいておりますので、併せてご確認ください。

続きまして、議案書の５ページをご覧ください。

こちらは農地法第５条の届出になります。

農地法第５条の届出の場合、通常は売買等により所有者が変わり、買主が転用行為を行うケースが一般的ですが今回は、所有者は変わらず賃貸借により賃借人が転用行為を行う場合となっております。具体的には、鉄板敷きの駐車場として令和８年７月から２年間、一時的に農地転用を行い、期間満了後には鉄板を剥がして原状回復することとなっております。

議案書の６ページをご覧ください。

こちらはその申請地の案内図です。申請地は新倉五丁目の東京北部郵便局のそばとなります。こちらの写真が本日配付の写真資料１のスライド９番に記載しておりますので、併せてご確認ください。

事務局からの説明は以上です。

〇新坂議長　ただいま事務局から説明がありましたが、会長専決について何かご質問等がある方がいらっしゃいましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

〇新坂議長　では、諸報告①会長専決については以上とします。

②農業委員の活動報告について

〇新坂議長　続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いします。

〇事務局（高橋）　それでは、諸報告②農業委員の活動報告についてご説明します。

農地の現地確認をしていただいた場合や、各種会議に参加された場合の他、地域での活動に参加されたとき、農業委員の活動として報告をしていただいております。

活動した際には、毎月お配りする活動報告用紙に活動した内容をご記入いただいて、提出をお願いしております。

机の上に活動報告用紙の記載を置かせていただいておりますので、お帰りいただく前にご記入をお願いします。

なお、今月の活動につきましては、先ほどご確認いただいた写真資料の最後、スライド10番に記載の７月17日「農業委員会委員任命式及び説明会」、また本日７月24日「農業委員会７月総会」、これらが皆様共通の報告事項となっておりますので、活動報告用紙にご記入いただくようにお願いします。その他、個別に農地パトロールや現地確認等をしていただいた方はその旨、ご記入をお願いします。

また、委員の皆様には、農地利用最適化活動として毎月１回以上、活動をしていただくようにお願いをしております。可能な範囲で構いませんので畑仕事に出られた際などに近隣の農地等を見ていただき、草が伸びてしまっていないか、あるいは近隣に迷惑がかかってしまっていないか、チェックをしていただくようにお願いします。このような活動につきましても、農地パトロールとして活動報告用紙にご記入をいただくようにお願いします。

また、農地の見回りの方法などにつきましては、今後皆さんと一緒に利用状況調査を行う予定ですので、その際に改めてご説明させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長　ただいま事務局からの説明がありましたが、農業委員の活動報告について何かご質問がある方はいらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長　では、諸報告②農業委員の活動報告については以上とします。

③その他

○新坂議長　続きまして、諸報告③その他、事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋）　それでは、諸報告③その他、３点ほどご説明します。

１点目は農家だよりになります。

本日配付の資料３をご覧ください。

農業委員会では、毎月、農家だよりを作成しまして、市内の農業に関することや農家の皆様にお知らせすべき事項等をまとめたものを発行し、集落支部長の皆様経由で各ご家庭にお配りしています。

今月の内容としましては、新たな農業委員会発足の記事を載せています。先ほど会長、会長代理、議席番号等、全て決定しましたので内容に反映し、配布します。

また、先ほど撮影させていただいた写真も、こちらに掲載させていただきます。

また、右側は、先ほどご説明した８．１調査のお願いの記事になります。裏面左側は市役所の開庁時間が変更になったお知らせとなります。今までは８時30分から17時15分までが市役所開庁時間でしたが、７月１日から９時から16時30分までに変更となります。

また、その右側に産業支援課で和光市デジタルクーポン給付事業を８月１日から実施予定ですので、ご案内を載せております。

それから、ホチキス止めでＡ４、１枚になっておりますけれども、農業用廃プラスチックを回収について毎年実施しておりますが、本年度第１回目として８月27日木曜日午前10時からアグリパークで実施いたします。お申込みされる方はこちらをご記入いただき、直売センターにお持ちください。

こちらの事項について何かございましたら、事務局までお問合せください。

続きまして、２点目、８月５日水曜日に羽生市で開催される農業委員会研修会についてです。

本日配付の資料４をご覧ください。

研修会当日の行程表を簡単に記載させていただきました。当日は、午前10時に市役所集合、出発です。マイクロバスで現地に向かいまして、会場近くで昼食後、13時30分から16時まで研修会に出席、17時40分頃、市役所に戻り解散予定となっております。

当日は、昼食代3,000円を皆様から集金させていただきます。櫻井委員と成田委員からは欠席のご連絡をいただいておりますが、他の委員の皆様は出席でよろしいでしょうか。万一、ご都合がつかなくなった場合は、昼食の予約の関係もございますので、来週の木曜日までにご連絡をいただければと思います。

なお、研修会当日は筆記用具、メモ帳などをご用意ください。

続いて３点目、新たに農業委員になられた方には、８月からご自宅に毎週、全国農業新聞が届きます。全国各地の農業情勢や農業委員の活動について掲載されていますので、ご参考にご覧をいただければと思っております。この農業新聞の購読料ですが、互助会費からお支払いをさせていただきます。また、新たに農業委員になられた方は、先日お願いしました互助会の関係の書類のご提出を本日お願いします。

また、互助会の関係につきましては、総会終了後に別途説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長　全体を通して委員の皆様から何か質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長　では、本日の議事は以上となります。

◎閉会

○新坂議長　本日は改選後、初めての総会でしたが、皆様のおかげで滞りなく議事運営をすることができました。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして令和８年和光市農業委員会７月総会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

閉会　午前１０時５８分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員